令和7年9月29日 現在

置賜森林管理署

番号	入林予定の場所 （国有林野名・林班等）　※立入禁止区域除く	ニホンジカ	クマ	イノシシ	ウサギ	ヤマドリ	キジ	その他	捕獲方法 （銃器・網・わな）	入 林 の 期 間			入林の目的	申請者 （団体・個人等）	申請者 （県内・外）	入林者 人 数	備考
1	白鷹町内の国有林(立入禁止区域を除く)		○						銃器	R7.4.5	～	R7.5.6	個体数調整	団体	県内	2	
2	大朝日鳥獣保護区(小国町内)		○						銃器	R7.4.10	～	R7.5.4	個体数調整	団体	県内	16	
3	大朝日鳥獣保護区(小国町内)		○						銃器	R7.4.10	～	R7.5.4	個体数調整	団体	県内	71	
4	小国町全域(立入禁止区域を除く)			○					銃器、わな	R7.4.10	～	R8.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	88	
5	小国町全域(立入禁止区域を除く)							○	銃器、わな	R7.4.10	～	R8.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	88	
6	小国町全域(立入禁止区域を除く)	○							銃器、わな	R7.4.10	～	R8.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	88	
7	小国町大字小玉川外9字飯豊山外14国有林 (立入禁止区域を除く)		○					○	銃器	R7.4.18	～	R7.4.25	有害鳥獣捕獲	団体	県内	10	